

スポーツ立国実現に向けた基盤整備促進について

【担当省庁：内閣官房、文部科学省、スポーツ庁】

1 スポーツの活動拠点の整備

東京オリンピック・パラリンピック等の開催効果によるスポーツへの関心の高まりを一過性に終わらせず、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整備するため、以下の措置を講じていただきたい。

- スポーツの活動拠点となる基盤施設の整備、更新、機能向上の改修等が円滑に実施できるよう、**社会資本整備交付金をはじめ現行の制度から独立したスポーツ庁独自の幅広いスポーツ施設を対象とした補助制度を創設**いただきたい。

2 合宿地の誘致及びホストタウンに対する財政措置

市町村における国際大会等の合宿地誘致やホストタウンへの登録、相手国との交流事業が進むよう、以下の措置をしていただきたい。

- 相手国選手等との継続的なスポーツを通じた文化交流等をはじめ、国際大会参加者等の滞在中の生活や、大会後も含めた**スポーツ・文化を通じた交流をサポートできる人材の養成・確保等の受入体制の整備に対する経費について特別交付税措置の対象**にしていただきたい。
- 合宿地誘致やホストタウン登録に必要なスポーツ施設整備に対し、**国際競技基準に至らない施設の改修についても起債できるように地域活性化事業債の起債要件を緩和**していただきたい。

京都府の担当課	文化スポーツ部 スポーツ振興課 (075-414-4252) スポーツ施設整備課 (075-414-4284)
---------	---

■ スポーツの活動拠点の整備

- ▶ 施設整備に係る現行の補助制度の問題点

社会資本整備総合交付金	▶都市公園内に設置する施設に 対象が限定される ▶全体の 配分額が不足 しスポーツ施設の整備等に十分配分されにくい
学校施設環境改善交付金	▶一般利用の地域のスポーツセンター、水泳プール、屋外スポーツセンター、武道センターが対象となるが、 配分額が不足 ▶基準額の算定に用いる 建築の単価が安価

■ 概算要求の状況

交付税措置：国が9/15に開催した担当課長会議においては、新たな措置はない。
起債要件の緩和：国際競技基準への適合要件の緩和はされていない（地域活性化事業債）。

■ ホストタウンにおける受入体制の状況

- ▶ 府内5市町が登録

市町村	相手国	競技
京丹後市	韓国・オーストラリア	カヌー
舞鶴市	ウズベキスタン	レスリング
大山崎町	スイス	フェンシング
京丹波町	ニュージーランド	ホッケー
亀岡市	オーストラリア	空手

※ 受入経費に対する特別交付税措置(1/2)はあるが、**事務管理等の渡航随行経費や通訳等人材確保に係る遠隔地からの招請費等が対象外**となっており、ホストタウンの持出経費が多い。

■ 「東京オリンピック・パラリンピック」の合宿候補施設に係る起債

- ▶ 地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）の**起債要件として**、事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を**国際競技基準に適合させるための改修が必要**
- ▶ 国際基準は公式の国際試合ができる内容であり、**合宿地での練習に対応する場合の一部照明の取り替えや床張り替え等には適用されない**